

第1部第5章第3節「解除権の行使」

【設例】

兄弟であるAとBは、親が所有していた建物甲を共同相続した。AとBは、Cに甲を1000万円で売る契約をCと締結した。

(1) 履行期が到来してもCが代金を支払わないため、Aはもう少し待とうというBの意見を聞き入れず、A単独で、Cに対して催告のうえ、契約を解除する意思表示を行った。この解除は有効だろうか。[構造3]

(2) 履行期が到来しても、AとBが引渡しと登記移転手続を行わないため、Cは、Aに対してのみ催告のうえ、契約を解除する意思表示を行った。この解除は有効だろうか。[構造3]